

長運整第 276 号の 2
令和元年 9 月 19 日

貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 長野運輸支局長

踏切事故発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

9 月 5 日（木）、横浜市神奈川区の京急線神奈川新町駅付近において、踏切内に残り残されたトラックが、神奈川新町駅を通過した快速特急列車と衝突し、列車の乗客 30 名以上が負傷、トラック運転手が死亡する痛ましい事故が発生しました。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、下記事項について改めて周知徹底をお願い致します。

記

運転者に対する点呼、指導・監督等において、以下のことを徹底すること。

- （１）点呼時において、運転者に対し、通行が可能な経路を選択するなど事業用自動車の通行の安全を確保するために必要な指示を行うこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条関係）
- （２）乗務員に対し、踏切内で走行不能となった場合は、非常押ボタンを押すなど速やかに列車に対し適切な防護措置をとるよう指導すること。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 16 条関係）
- （３）運転者に対する指導・監督において、運転者があらかじめ運行経路についての情報を把握し、通行が困難な経路を避けるなど適切な運行経路を選択するよう促すこと。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条関係）